

## 市第 48 号議案 横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想 検討委員会条例の制定について

### 1 制定の趣旨

瀬谷区における区民文化センターの基本構想に関する事項を調査審議するために、市長の附属機関として、横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会を設置します。

### 2 委員会の概要

#### (1) 所掌事務

瀬谷区における区民文化センターの基本構想に関する事項の調査審議

#### (2) 委員数

15 人以内

#### (3) 委員構成

瀬谷区内の文化活動団体関係者、地域の代表者、学校関係者、学識経験者等

#### (4) 委員任期

基本構想に係る答申を市長が受けた日まで

#### (5) 事務局

瀬谷区区政推進課

### 3 今後のスケジュール（予定）

平成 26 年 10 月～ 委員会開催（4 回程度）

平成 27 年 3 月 答申

### <参考>

#### 1 区民文化センターの概要

##### (1) 根拠条例

横浜市区民文化センター条例（平成 5 年 3 月横浜市条例第 13 号）

##### (2) 目的

地域に根差した個性ある文化の創造に寄与するため。

##### (3) 整備状況

10 館整備済み（鶴見、神奈川、港南、旭、磯子、緑、青葉、戸塚、栄、泉）

#### 2 瀬谷区における区民文化センター

瀬谷駅南口第 1 地区第一種市街地再開発事業地内に整備予定。